

第2次南魚沼市教育基本計画(概要版)

共に学び、共に創る「学びの郷 南魚沼」

計画期間	計画策定の趣旨
令和4年4月から 令和14年3月 (10年間)	感染症により社会が急激に変化し、先が見通せない状況が続いたため、前計画の計画期間を1年間延長し、令和3年度までとしました。一方で、前計画の取組の検証を行うとともに、計画期間延長後の社会の変化が教育に与えた影響と、それらに必要な対応を整理し、計画の見直しを行い、今後10年間の方向性を示した教育基本計画を策定しました。

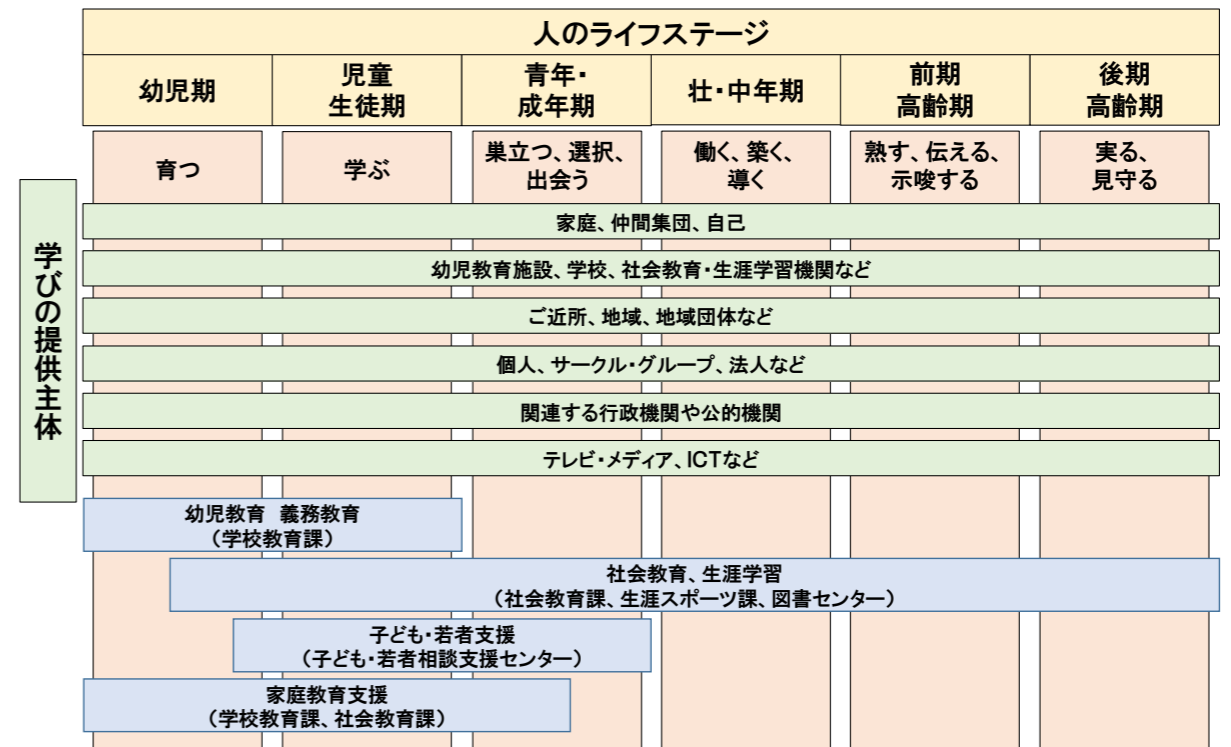
計画の位置づけ	
本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けるものです。右の国、県、市の計画と整合性を図り策定しました。	国：第3期教育振興基本計画 (計画期間)2018年～2022年 県：新潟県教育振興基本計画 (計画期間)2019年～2026年 市：第2次南魚沼市総合計画後期基本計画 (計画期間)2021年～2025年

計画の理念	「学びの郷」とは、「だれもが生涯にわたって学び続けることができる場所」を意味しています。様々な学びの機会や環境を整え、教育を大切にする風土を醸成していくことが重要です。 そのため、前計画に掲げた「学びの郷 南魚沼プラン」を発展継承させ、計画全体の基本的な方向性に「共に学び、共に創る」を掲げました。何を学び、何を創るかを含め、「学びの郷」づくりとその推進に向け、市民が協働・連携し、主体的に関わることにより、市民同士の結びつきを創り出す契機となるように取組を進めます。
共に学び、共に創る 学びの郷 南魚沼	

南魚沼市が目指す教育	
<ul style="list-style-type: none"> ●一人一人を生かし、自信と希望を与え、笑顔あふれる教育 ●幼児から高齢者まで「生涯にわたる学びを可能とする」教育・学習 ●お互いの人権を尊重し、責任ある行動と協働ができる市民性を育む教育 ●自然や歴史・文化への理解を深め、享受し、それらの財産を大切に保存・継承・発展させて「ふるさとを誇りに思う」教育 ●地域産業振興と「働くこと」に対する総括的・実践的な教育 ●国際交流、良質な文化・異文化との接触などを通じた国際理解・他地域理解の教育 ●家庭教育力及び地域教育力の醸成と活力あるコミュニティ形成 	

計画の枠組み	「学びの場」の位置づけ
子供から大人への連続的な「人のライフステージ」をたて糸(経糸)として、市民に学びを提供する様々な組織や団体等をよこ糸(緯糸)として、経糸と緯糸により、「学びに適した生地=学びの場」を織りあげます。 本計画では、「人のライフステージ」を6段階に分け、学びの提供主体となる組織や団体等を6つに分類したうえで、各ライフステージの課題や「学びの場」を整理し、それぞれの教育分野の施策に反映しています。	本計画では、「学びたい」という人に対し、その欲求に応えるため知識や経験を持つ人が指導や支援を行う機会や場面のすべてを「学びの場」として位置づけています。 社会には、場所や施設、期間、テーマにとらわれないことのない多様な「学びの場」があります。

「人のライフステージ」と「学びの提供主体」が織りなす「学びの場」のイメージ



各教育分野の基本方針	
●幼児教育・学校教育の分野	
基本方針1	安全・安心で、活気に満ちた学校づくり
基本方針2	意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進
基本方針3	心身の健康を育む教育環境の充実
基本方針4	夢、未来、希望を育む教育の推進
基本方針5	インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実
基本方針6	生きる力の基礎を培う幼児教育の充実
●地域・家庭教育の分野	
基本方針1	地域・家庭の教育力の向上
基本方針2	青少年の健全育成の推進
●生涯学習・社会教育の分野	
基本方針1	共に学び、共に創る生涯学習の推進
基本方針2	文化の振興と文化財保護
基本方針3	地域資源を活用した野外活動と環境教育の推進
●生涯スポーツの分野	
基本方針1	ライフステージに応じた生涯スポーツの推進
基本方針2	利用しやすいスポーツ施設の整備
基本方針3	競技スポーツの推進
●子ども・若者相談支援の分野	
基本方針1	不登校などの子供への支援の充実
基本方針2	若者の自立に向けた支援の充実